

宮崎労働局発表
令和4年12月21日

【照会先】

宮崎労働局雇用環境・均等室
室長 渡辺 園子
監理官 三輪 浩史
室長補佐 清水 謙一
(電話)0985-38-8821

報道関係者 各位

「業務改善助成金（通常コース）」を拡充しました

～助成上限額の引き上げや助成対象経費の拡大などで活用しやすくなりました～

厚生労働省は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取り組みを支援するため、「業務改善助成金」制度を設けています。

このたび、「業務改善助成金（通常コース）」は、中小企業・小規模事業者が利用しやすくなるよう、助成上限額の引き上げ、助成対象経費の拡充、対象事業場の拡大などの改定をしました。

拡充後の助成金の受け付けは、令和4年12月12日から開始しています。

【拡充のポイント】

- 事業場規模が30人未満の事業者について、助成上限額を引き上げます。

【具体的な助成上限額の引き上げ額】 (単位:万円)

| 賃金を引き上げる 労働者の数 | 引き上げ額 | | | |
|-------------------|---------|---------|---------|---------|
| | 30円 | 45円 | 60円 | 90円 |
| 1人 | 30→60 | 45→80 | 60→110 | 90→170 |
| 2～3人 | 50→90 | 70→110 | 90→160 | 150→240 |
| 4～6人 | 70→100 | 100→140 | 150→190 | 270→290 |
| 7人以上 | 100→120 | 150→160 | 230 | 450 |
| 10人以上※ | 120→130 | 180 | 300 | 600 |

※ 10人以上の区分は一定の要件を満たした事業者のみ適用されます。

- 助成対象経費が拡充される特例事業者には、生産性向上に資する設備投資などに関連する経費の支出も認めます。

【助成対象経費が拡充される特例事業者】

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月の月平均値が、前年、前々年または3

- 年間の同じ月に比べて 15%以上減少した事業者
- (2) 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により、申請前 3 か月間のうち任意の 1 か月の利益率が前年同月に比べ 3 %ポイント以上低下した事業者

【関連する経費とは】

業務改善計画に計上された、生産性向上等に資する設備投資等 (A) を行う取り組みに関連する費用 (B) (=関連する経費) についても新たに助成対象となります。

| | |
|-------------------|-------------------------------|
| A 生産性向上等に資する設備投資等 | 機械設備、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など |
| B 関連する経費※ | 広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など |

※「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます。

■事業場規模を 100 人以下とする要件を廃止します。

事業場規模が 101 人以上の事業場を持つ中小企業・小規模事業者も申請が可能になります。

【助成金制度の詳細はこちら】

[2]業務改善助成金：中小企業・小規模事業者の生産性向上のための取組を支援

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html

【添付資料】

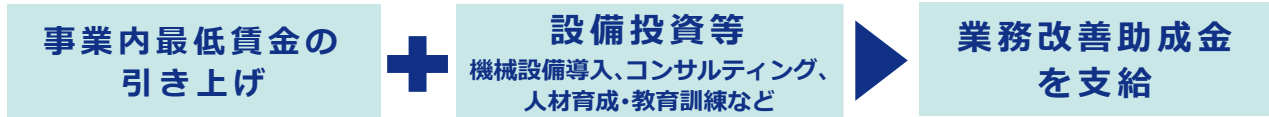
リーフレット「業務改善助成金（通常コース）のご案内」

業務改善助成金（通常コース）のご案内

「助成上限額」と「助成対象経費」などを拡充しました
(令和4年12月改正)

※申請期限：令和5年3月31日
(事業完了期限：令和5年3月31日)

業務改善助成金（通常コース）とは



中小企業・小規模事業者等が事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、設備投資等を行った場合に、その投資費用の一部を助成する制度です。

この制度は令和4年12月から改定され、より活用の幅が広がりました。

改定のポイント

| | | |
|---------------|-------------------------------|---|
| 1. 助成上限額の引き上げ | 事業場規模30人未満の事業者について、助成上限額を引き上げ | A |
| 2. 助成対象経費の拡大 | 特例事業者の助成対象経費を拡充 | B |
| 3. 対象事業場の拡大 | 助成対象を事業場規模100人以下とする要件を廃止 | |
| 4. 申請期限の延長 | 申請期限を令和5年3月31日まで延長 | |

助成上限額・助成率

助成上限額

| コース区分 | 事業場内最低賃金の引き上げ額 | 引き上げる労働者数 | 助成上限額 | |
|--------|----------------|-----------|----------|------------------|
| | | | 右記以外の事業者 | 事業場規模30人未満の事業者 A |
| 30円コース | 30円以上 | 1人 | 30万円 | 60万円 |
| | | 2～3人 | 50万円 | 90万円 |
| | | 4～6人 | 70万円 | 100万円 |
| | | 7人以上 | 100万円 | 120万円 |
| | | 10人以上 | 120万円 | 130万円 |
| 45円コース | 45円以上 | 1人 | 45万円 | 80万円 |
| | | 2～3人 | 70万円 | 110万円 |
| | | 4～6人 | 100万円 | 140万円 |
| | | 7人以上 | 150万円 | 160万円 |
| | | 10人以上 | 180万円 | 180万円 |
| 60円コース | 60円以上 | 1人 | 60万円 | 110万円 |
| | | 2～3人 | 90万円 | 160万円 |
| | | 4～6人 | 150万円 | 190万円 |
| | | 7人以上 | 230万円 | 230万円 |
| | | 10人以上 | 300万円 | 300万円 |
| 90円コース | 90円以上 | 1人 | 90万円 | 170万円 |
| | | 2～3人 | 150万円 | 240万円 |
| | | 4～6人 | 270万円 | 290万円 |
| | | 7人以上 | 450万円 | 450万円 |
| | | 10人以上 | 600万円 | 600万円 |

助成率

| | |
|-----------------------|------------|
| 事業場内最低賃金が853円以上870円未満 | 9/10 |
| 事業場内最低賃金が870円以上883円未満 | 4/5 (9/10) |

- ・ () 内は生産性要件を満たした事業場の場合
- ・ 「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

助成額は、「投資費用に助成率を乗じた額」と「助成上限額」を比較して低い方の額になります。

(例) 30円コースで、賃金を引き上げた労働者数が1人、事業場規模30人未満の事業者（事業場内最低賃金は860円）が、50万円の設備投資をした場合、
50万円×9/10（助成率）=45万円
45万円<60万円（助成上限額）のため、
助成額は45万円になります。

対象となる事業者

次のどちらにも該当する事業場

- ①日本国内に事業場を設置している中小企業事業者
- ②事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内

○宮崎県の場合、事業場内最低賃金が853円～883円の事業場が該当します。
○月給制の場合、事業場内最低賃金は次のとおり計算します。

$(\text{基本給} + \text{諸手当} \times) \div (\text{1か月の所定労働時間数} \times)$

※「諸手当」には次の賃金（手当）は含めません。

- ・精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ・臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ・1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ・時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金など

※「1か月の所定労働時間数」が月によって異なるときは、1年間を平均した時間数

助成対象経費の例

| | |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 設備投資※ | <ul style="list-style-type: none">・POSレジシステム導入による在庫管理の短縮・手作業で行っていた餅の製造を自動機械を導入することで製造時間を15%削減・リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮・人手による食器洗浄を自動化し、洗浄業務を省力化・顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化 |
| コンサルティング | 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上 |
| その他 | 店舗改装による配膳時間の短縮 |

※機械設備等の単なる買い替えは助成対象となりません。

設備投資等により生産性向上や労働能率の向上に資するものである必要があります。

また、汎用事務機器（パソコン、スマホ、タブレット等）など助成対象とならないものもあります。

なお、次の①、②のいずれかに該当する事業場（特例事業者）については、助成対象経費が拡大します。

- ①売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
- ②原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

助成対象経費が拡大（特例事業者）

生産性向上に資する設備投資

- ・定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車等
- ・パソコン、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入

さらに、上記の助成対象経費に加え、「関連する経費」も新たに助成対象となりました。 **B**

関連する経費

広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます。

<生産性向上に資する設備投資>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入



<関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施

関連する経費とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。



1. 助成金交付申請書の提出

業務改善計画（設備投資などの実施計画）と賃金引上計画（事業場内最低賃金の引上計画）を記載した交付申請書（様式第1号）を作成し、宮崎労働局雇用環境・均等室に提出してください。（注1）

※ 申請期限は令和5年3月31日ですが、事業完了期限（下記3.参照）も令和5年3月31日ですので、実際は申請期限より早くご提出いただく必要があります。

※ 交付申請書以外に必要な書類があります。宮崎労働局ホームページの「交付申請時における必要書類一覧」をご確認ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/miyazaki-roudoukyoku/riyousha_mokuteki_menu/mokuteki_naiyou/_119916/_120720.html



2. 助成金交付決定通知

宮崎労働局において交付申請書の審査を行い、内容が適正と認められれば助成金の交付決定通知を行います。

3. 業務改善計画と賃金引上計画の実施

業務改善計画に基づき、設備投資等を行ってください。（注2）

賃金引上計画に基づき、事業場内最低賃金の引上げを行ってください。（注3）

※ 令和5年3月31日までに完了してください。

4. 事業実績報告書の提出

業務改善計画の実施結果と賃金引上げ状況を記載した事業実績報告書（様式第9号）を作成し、宮崎労働局雇用環境・均等室に提出してください。

※ 事業完了（業務改善計画と賃金引上計画の実施）の日から起算して1か月を経過する日または令和5年4月10日のいずれか早い日までに提出してください。

※ 事業実績報告書以外に必要な書類があります。宮崎労働局ホームページの「事業実績報告時における必要書類一覧」をご確認ください。

5. 助成金の額の確定通知

宮崎労働局において事業実績報告書の審査を行い、内容が適正と認められれば助成金額を確定し、事業主に通知します。

6. 助成金の支払い

助成金額の確定通知を受けた事業主は支払請求書（様式第13号）を提出してください。

7. 状況報告書の提出

助成金の支払い請求を行った日の前日または賃金を引き上げた日から6か月を経過した日のいずれか遅い日までの実施状況について、それぞれの日から1か月以内に状況報告（様式第8号）を提出してください。

注1: 交付申請書を宮崎労働局に提出する前に設備投資等や事業場内最低賃金の引上げを実施した場合は、対象となりません。

注2: 設備投資等の実施及び助成対象経費の支出は、交付決定後に行う必要があります。

注3: 事業場内最低賃金の引上げは、交付申請書の提出後から事業完了期日までであれば、いつ実施しても構いません。

業務改善助成金（特例コース）のご案内

申請期限：令和5年1月31日

業務改善助成金（特例コース）とは

「業務改善助成金（特例コース）」とは、①新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が30%以上減少している、又は、②原材料費の高騰などにより利益率が5%以上低下した中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和4年12月31日までの間に事業場内最低賃金（事業場で最も低い賃金）を30円以上引き上げ、これから設備投資等を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。

「通常コース」が交付申請後に賃金引き上げと設備投資等を実施するのに対し、「特例コース」はすでに賃金引き上げを実施済みの中小企業事業者が、交付申請後に設備投資等を実施できる制度です。

※「特例コース」と「通常コース」では手続や様式等が異なります。

対象となる事業者

令和3年7月16日から令和4年12月31日までの間に、事業場内最低賃金を30円以上引き上げていること。

引き上げ前の事業場内最低賃金と宮崎県最低賃金（令和3年10月5日まで793円、令和3年10月6日から821円、令和4年10月6日から853円）の差額が30円以内の事業者に限ります。

かつ、以下の①または②のいずれかを満たす事業者であること。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高または生産量等を示す指標が、比較対象期間より30%以上減少している事業者
 - ・比較する売上高等の生産指標：令和3年4月～令和4年12月の間の連続した任意の3か月間の平均値
 - ・比較対象期間：前年、前々年または3年前の同期
- ② 原材料費の高騰など社会的・経済的環境変化等外的要因により令和3年4月から令和4年12月のうち任意の1月における利益率が5%ポイント以上低下した事業者

助成上限額・助成率

助成率：設備投資等に要した費用の4/5

助成上限額：

| | | | | |
|-----------|------|------|------|-------|
| 引き上げる労働者数 | 1人 | 2～3人 | 4～6人 | 7人以上 |
| 助成上限額 | 30万円 | 50万円 | 70万円 | 100万円 |

注意事項・お問い合わせ・申請先

注意事項

- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ 原則として、助成金により取得した機器等を、労働局長の承認を受けずに譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は宮崎労働局HP又は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

宮崎労働局



厚生労働省



申請先

交付申請書等の提出先は、

宮崎労働局 雇用環境・均等室

所在地：〒880-0805 宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎4階

※ 郵送の場合は、配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパックなど）で配送してください。